

## 建設課におけるイベントの後援・協力に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、八丈町後援名義等使用承諾事務取扱基準（以下「基準」という。）に定める場合において、事業の主催者に対して建設課が後援又は協力を実施する場合の事務取扱について必要な事項を定めることにより、事務の適正化並びに明確化を図ることを目的とする。

### (申請者の要件)

第2条 建設課に後援又は協力を申請することができるものは、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業の主催者が基準に定める使用承諾基準に該当するものであること
- (2) 事業の内容が次のいずれかに該当するものであること

ア 町道及び道路交通の安全に関する事業

イ 町道及び町有地の除草又は伐採に関する事業

ウ 八丈プラザ公園、底土海浜公園、護神山公園の魅力向上を目的とする事業

エ ホタル水路の環境維持又は魅力向上を目的とする事業

オ 庁舎施設の魅力向上を目的とする事業

カ その他建設課が所管する事業に関連する事業

### (確認事項)

第3条 後援又は協力の申請を受けたときは、基準第4条に定める提出書類のほか、以下の項目について確認しなければならない。

- (1) 普通財産である町有地を使用する場合は、八丈町公有財産管理規則その他の関係する法令等を遵守すること
- (2) 庁舎施設を使用する場合は、八丈町庁舎管理規則その他の関係する法令等を遵守すること
- (3) 町道又は都市公園を使用する場合は、関係する条例その他の関係する法令等を遵守すること

### (後援又は協力の範囲)

第4条 前条の規定にかかわらず、宗教又は政治活動と認められるものを除き、事業内容に公益性があると認められるときは、関係する各法令等の規定に反せず、事業の主催者並びに建設課が責任を負える場合に限り、庁内関係部署との調整、人員又は資源の提供、道具の貸与、その他必要な協力をすることができる。

### (庁内関係部署との調整)

第5条 前条の規定により、庁内関係部署との調整について協力するときは、主催者に対して必要な書類の提出を求めなければならない。

### (人員又は資源の提供)

第6条 事業に必要な人員を提供することができるときは、職務時間中であって、職務命令がある場合でなければならない。

2 前項による人員の提供を受けようとするときは、主催者は、必要となる職員の人数及び職務内容、休憩時間、労務安全に関する事項がわかる資料を事前に提出しなければならない。

3 事業に必要な資源を提供することができるときは、次のいずれかに該当する場合に限る。

ア 営利を目的としない場合

イ 売上等の全額をチャリティーとして寄付する場合

ウ 建設課が所管する事業の推進に著しい好影響を生じる場合

エ その他町長が特に必要と認める場合

#### (道具の貸与)

第7条 事業に必要な道具を貸与するときは、各貸与基準又は要領等の規定によるものとする。

#### (後援又は協力の承認の通知)

第8条 後援又は協力を行うときは、その内容を明記した書面をもって主催者に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公有財産の使用許可書その他の書面に承認内容についての記載があるときは、通知を省略することができる。

#### (後援又は協力の取消)

第9条 申請内容又は事業内容に虚偽若しくは不正があったと認めるときは、後援又は協力を取消し、法令に基づいて損害賠償の請求その他必要な措置をとらなければならない。

#### 附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

チェックシート

〔主 催 者〕 基準第3条第1号

国又は地方公共団体である	
学校又はその連合体である	
公共組合又は営造物法人である	
公益法人又はこれに準ずる団体である	
新聞、通信、放送、映画、学術研究機関等である	
社会教育関係団体等である	
その他町長が適当と認める団体である（決裁日： 年 月 日）	

〔事 業 内 容〕 基準第3条第2号

町民協働・参画、産業振興、地域振興、環境美化推進、福祉、教育、学術又はスポーツ・文化の向上普及等に寄与するものである	
公益性がある	
宗教又は政治活動に該当しない	
八丈町内又は伊豆諸島・小笠原諸島及び都内近郊で開催されるものである	
八丈町の行政に関する一般方針に反しないものである	

〔主 催 能 力〕 基準第3条第3号

主催者の存在が明確である	
主催者の基礎が明確である	
事務遂行能力が十分であると判断される	
役員その他事業関係者が信用し得る者である	
講習会等にあつては、講師が事業目的に真に適当な者である	
事業の開催場所が公衆衛生、事故や災害防止について十分な設備及び措置が講じられている	
入場料等の費用を徴する場合は、適切なものである	

〔後援・協力の内容〕 要領第4条

庁内関係部署との調整（関係部署名： ）	
人員の提供（人数： 人、職務内容： ）	
資源の提供（水道 ・ 電気 ・ その他： ）	
・ 営利を目的としない事業である	
・ 売上等の全額をチャリティーとして寄付する事業である	
・ 建設課の事業の推進に著しい好影響を生じる事業である	
・ その他町長が特に必要と認める事業である (決裁日： 年 月 日)	
道具の貸与（ ）	

